

問1 交通が混雑しているときは、横断歩道や自転車横断帯に停止することになる場合であっても、これらの場所へ進入したほうがよい。

問2 ブレーキはブレーキ灯と連動しており、ブレーキペダルを数回に分けて踏むと後続車が迷惑するのでさけたほうがよい。

問3 前方の二輪車がこのような合図をしたので、二輪車に追従していた自車は、すみやかに進路を右に変えた。



問4 右左折するときは、後輪は前輪の通ったところを通るので前方だけ注意すればよい。

問5 携帯電話を使用したり、カーナビなどの画像を注視しながらの運転は、周囲の交通状況に対する注意が不十分になり危険である。

問6 このような標示によって、車の通行が禁止されている場所に車を乗り入れてはならない。



問7 路側帯とは、歩道のない道路で歩行者の通行のためや車道の効用を保つために白の線によって区分された道路の端の帯状の部分を用いる。

問8 このような標識のある道路は、最大積載量が3トン以上の貨物自動車、大型特殊自動車は、通行してはいけない。

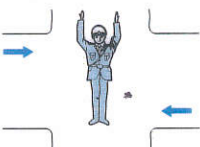


問9 つえを持って歩いたり、歩行補助車を使っていたり、その通行に支障のある高齢者や通行に支障のある身体障害者が通行している場合には、一時停止か徐行をして、これらの人が安全に通れるようにしなければならない。

問10 トンネルの中では、車両通行帯があっても、追い越しが禁止されている。

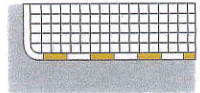
問11 運転免許試験に合格していれば、免許証の交付前でも道路で自動車を運転してよい。

問12 このように、矢印方向から接近する交通に対する警察官の手信号の意味は、信号機の黄信号と同じである。



問13 身体障害者用の車いすに乗ったり、盲導犬をつれた人が通行しているときは、一時停止するか徐行しなければならない。

問14 このような標示がある場所では、信号に従って一時停止する場合や危険を防止するためやむを得ず停止する場合などのほかは停車も駐車もしてはいけない。



問15 自転車横断帯を通過するときは、その直前でいつでも停止できるような速度で進む。

問16 道路沿いの施設に入るための進路変更の合図は、進路を変えようとする地点から30メートル手前で行わなければならない。

問17 このような標識のあるところでは、「道路の中心」から左側を通行する。



問18 追い越しを始めるときは、できるだけ前車との車間距離を短くする。

問19 仮免許で路上練習する場合は、「初運転者標識」を普通自動車の後ろにつけなければならない。

問20 横断歩道や自転車横断帯とその手前30メートルの間は、他の車（軽車両を除く）を追い越したり追い抜いたりしてはならない。

問21 このような標識のある道路では、横断も転回も禁止されている。




問22 共同危険行為などの違反をおった人は、車の運転をしていなくても、免許を取り消される。

問23 自動車の停止距離とは、空走距離と、制動距離を合わせたものである。

問24 下り坂でオートマチック四輪車は、チェンジレバーを2か1または1に入れ、エンブレキを活用する。


問25 チャイルドシートは、使用の方法を誤ると効果がなくなるので、取扱説明書などに従って正しく使用する。

問26 普通免許を受けているものは、普通自動二輪車を運転してもよい。


問27  左の聴覚障害者標識をつけている車に対しては、危険防止のためやむを得ない場合を除き、側方へ幅寄せしたり、前方へ急に割り込んだりしてはならない。

問28 交差点で前方の信号が赤色の灯火であっても、同時に青色の灯火の矢印が出ているときは、自動車はその矢印の方向に進んでよい。

問29 四輪車の運転者は、自動車のドアをロックし、同乗者がドアを不用意にあげたりしないよう注意しなければならない。

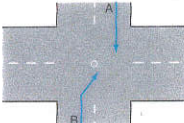
問30  このような標識のある道路で、中央寄りの部分③を走行している車は、直進や左折をしてはいけない。

問31 整備されていない車を運転しても、それが交通事故の原因になったり、また他の多くの道路を利用する人々に迷惑をかけるようなことにはならない。

問32  このような標識のある道路は、車両は通行してはいけないが歩行者は通行してもよい。

問33 アンチロックブレーキシステムを備えた自動車で、やむを得ず急ブレーキをかける場合には、一気に強く踏み込み、そのまま踏み込み続けることが必要である。


問34 交通巡視員が信号機のある交差点で「止まれ」の手信号をしていたが、信号機の信号が青色の灯火だったので、信号機の信号に従って交差点を通過した。

問35  このようにB車が先に交差点に入っているときであれば、B車はA車の直前を進行して右折してよい。

問36 上り坂の頂上付近やこう配の急な下り坂は、徐行しなければならないし、追い越しもしてはならない。

問37 自動車損害賠償責任保険証明書の有効期限が切れていても、有効な自動車検査証を備えていれば、運転してもよい。

問38 路側帯を通行している自転車や通車するときは、その自転車との間に安全な間隔をあげたり徐行までする必要はない。

問39  この標識は、「横断歩道あり」の警戒標識である。

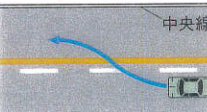
問40 正面の信号が黄色の点滅をしているときは、一時停止したうえで他の交通に注意しながら進行しなければならない。

問41 標識や標示による指定がない一般道路における自動車と原動機付自転車の最高速度は、50キロメートル毎時である。

問42 交通量が少ないときは、他の道路利用者に迷惑をかけることはないで自分の通行の利便だけを考慮して運転してよい。

問43 緊急自動車が近づいてきたときは、他の車はどんな場所であってもその場に一時停止してこれを優先して通行させなければならない。


問44 交通整理の行われていない道路幅が広い交差点に入るときは、見とおしに関係なく徐行しなければならない。

問45  この車は、矢印のように進路を変えてはならない。

問46 車は、同一の方向に2つの車両通行帯の設けられた道路においては原則として左側の車両通行帯を通行する。

問47 道路沿いの駐車場から出るため歩道を横切るときは、歩行者が見あたらないときでも、その直前で一時停止しなければならない。

問48 交差点で右折するときには、対向車線を直進してくる二輪車との距離を見あやまることがあるので注意する。

問49  この標識は、「車両通行止め」であり、自動車は通行してはいけないという意味を表わしている。

問50 乗用ヘルメットをかぶらないで大型・普通自動二輪車を運転してはならないが、原動機付自転車はかぶる必要はない。